

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月二十二日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項中「校長」の下に「（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）」を加え、同条第二項中「校長」の下に「（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）」を加え、同条を第三十一条の二とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（副校長の職務等）

第三十一条の二 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

第三十一条の四第一項中「教頭」を「あらかじめ校長が定める副校長又は教頭」に改め、同条第三項中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

第三十一条の五中「校長」の下に「（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。